

告 示

埼玉県告示第七百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和六年六月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県所沢市大字新郷二一四番三、二一四番四、二一四番五、二一四番六、二

一四番七、二一四番八、二一四番一八

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅